

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 6 号
件 名	全員協議会の傍聴を求めることについて
要 旨	<p>標記の件について、議会事務局に傍聴はできないとのことを以前から聞いておりましたが、議会の会議の一つでありながらどうして傍聴できないのか、この会議も傍聴を認めて、市民に開かれた透明性のある議会として会議をオープンにするべきものと思い、このたびの12月議会から議会初日の12月1日開催の全員協議会からぜひとも傍聴をしたいと思い、新潟市議会議長宛ての文書で傍聴を要望し、議長から早急に文書にて回答をお願いしてあります。</p> <p>さらに、全員協議会の会議そのものの目的とあり方について、傍聴の可否を含めて市民が理解、納得して受け入れることができるようなわかりやすい説明を、議長から早急に文書にて回答をお願いしてあります。</p> <p>インターネットで調べると、全員協議会を公開している自治体は数多くあります。</p> <p>新潟市議会は、議長から私が直接お聞きした言葉では、公開しない決まりがあるので公開できない、また産経新聞の解説では、新潟市議会は、任意の会議のため一般傍聴を認めた先例がないとしています。</p> <p>よって議会に以下を求める陳情をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 早急に必要な会議を開催して、全員協議会の公開を決めること。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 27 年 12 月 7 日 議会運営委員会
受 理	平成 27 年 12 月 2 日 第 5 3 7 号